

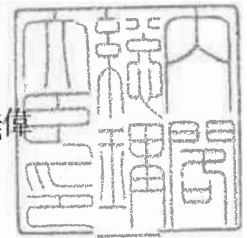


(資料1-1)

消取引第372号
令和3年3月31日

消費者委員会
委員長 山本 隆司 殿

内閣総理大臣 菅 義偉



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、
下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律
第57号）第64条第1項の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号二に規定する適用除外の対象と
して政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特
定商取引に関する法律施行令別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行
うことについて

以上



対象となる業務

- 電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者が行う特定信用事業
電子決済等代行業等
(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第92条の5の2第2項等)

- 金融サービス仲介業者が行う金融サービス仲介業務及び指定紛争解決機関が行う紛争解決等業務
(金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号)第11条第8項
及び同条第12項)

以上